

社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 6 月 7 日
真社協規程第 133 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、会長、理事、監事及び評議員選任・解任委員会外部委員をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長については、別表 1 に定める報酬を支給する。
- (2) 役員等（会長を除く）については、報酬を支給しないこととし、別表 2 の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表 2 の費用弁償額を超える場合には、真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年真鶴町条例第 8 号）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表 2 の費用弁償は行わない。

2 会長が職務のため出張したときは、真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会就業規程第 17 条（給与）に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月7日から施行し、翌月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和61年真社協規程第14号）は廃止する。

別表1 会長の報酬

月額 30,000円

別表2 役員等（会長を除く）の費用弁償額

日額 1,000円